

国際日本文化研究センター任期制研究教育職員の再任手続きに関する申合せ

平成20（2008）年12月12日 決 定
令和 8（2026）年 8月 6日 最終改正

（趣旨）

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター研究教育職員の任期に関する規則（以下「規則」という。）第3条第5項に基づき、任期制研究教育職員（以下「任期制教員」という。）の再任に関する手続きについて、以下のとおり申し合わせる。

（再任の申し出）

第2条 任期制教員は、その任期が満了する1年前までに再任の希望の有無を所長に申し出なければならない。

（提出書類）

第3条 再任を希望する任期制教員は、その任期が満了する1年前までに、別表に掲げる書類を所長に提出しなければならない。

（審査委員会）

第4条 所長は、規則第2条第1項及び第2項に定める任期制教員が再任を希望し、書類の提出をした場合は、再任審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（審査委員会の構成）

第5条 審査委員会の構成は、次の各号に掲げる委員により組織する。

- （1）副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから所長が指名する者2名
- （2）当該任期制教員の配置されている研究教育組織の室長
- （3）専任の教授及び准教授のうちから所長が指名する者3名
- 2 審査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員のうちから所長が指名する。
- 3 第1項の委員は、所長が指名する。なお、第3号委員の指名について、センター会議の意向を聴くことができる。
- 4 センター会議の意向を聴取する方法は投票によるものとし、投票により選出された者をセンター会議における審査委員候補者とする。

（審査委員候補者の選出方法）

第6条 審査委員候補者は、国際日本文化研究センター会議規則第2条第1項及び第2項に規定する構成員（以下「構成員」という。）の投票により選出する。

- 2 審査委員候補者は、構成員のうち副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹、情報管理施設長及び当該任期制教員が配置されている研究教育組織の室長を除く者から選出する。なお、海外出張、心身の故障、育児、介護及びその他事情により審査委員候補者となることに配慮が必要な場合は、事前に周知する日時までに所長に申し出るものとし、所長が認めた場合には審査委員候補者から除くことができるものとする。

3 投票は、センター会議の構成員（休職者等及び出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ行うことができない。なお、投票は次に掲げる方法による。

（1）審査委員候補者1名の選出につき1回行うものとする。

（2）単記無記名により行うものとし、得票数最上位者1名を審査委員候補者とする。

4 投票の結果、得票数最上位者が複数いる場合は、次に掲げる順に従い審査委員候補者を選出する。

（1）他の教員等選考に係る選考委員でない者

（2）本センターの教員として在職年数が多い者

（3）前2号により審査委員候補者の選出ができない場合には、得票数最上位者のうちから所長が指名するものとする。

（審査）

第7条 審査委員会は、提出書類に基づき当該任期制教員の再任について審査し、その結果をセンター会議に報告する。センター会議における審議を経た後、運営会議が再任の可否を決定する。なお、再任にあたっては、運営会議出席者の3分の2以上の可を要する。

（可否の通知）

第8条 所長は、再任の可否について、当該任期制教員に任期满了の6ヶ月前までに通知する。

附 則

この申合せは、平成20年12月12日から実施する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成27年9月25日から施行し、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4（2022）年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和6（2024）年7月18日から実施する。

附 則

この申合せは、令和8（2026）年8月6日から実施する。

(別表)

職	提出書類
准教授	任期中の業務及び研究の実績（２０００字程度） 再任後の業務及び研究の計画（２０００字程度） 研究業績リスト
助教	任期中の業務及び研究の実績（２０００字程度） 再任後の業務及び研究の計画（２０００字程度） 研究業績リスト